

令和8年度 総政D委第23号 ノーコードツール利活用支援業務  
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領は、「令和8年度 総政D委第23号 ノーコードツール利活用支援業務」の契約予定者を、公募型プロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 総政D委第23号 ノーコードツール利活用支援業務

(2) 業務内容

資料1「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 契約上限金額（消費税及び地方消費税10%を含む）

9,141,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）を上限額とする。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

本業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

(6) 契約保証金

契約保証金は免除する。

3 プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

申請日から見積執行日までの間、次に掲げる条件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(3) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等

と密接な関係を有するものでないこと。

(4) 静岡市入札参加停止等措置要綱（令和6年4月1日施行）による入札参加停止措置の期間中でないこと。

(5) サイボウズ社 kintone オフィシャルパートナー企業として登録されていること。

(6) 直近の1年間において、市税（静岡市に納税義務があるもの。）、法人税及び地方消費税について滞納がないこと。

#### 4 審査スケジュール

内容	期間	注意事項
質問受付	令和8年4月24日（金） 17時まで	質問書【様式4】に記載の上、電子メールで提出すること。電話・FAX等での質疑応答は行わない。 メールのタイトルは「ノーコードツール利活用支援業務質問票（業者名）」とすること。また、電子メールを送付したときは、その旨を電話連絡し確認すること。
質問に対する回答	令和8年4月30日（木） 17時まで	質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開する。
企画提案書提出 （下記「5 提出書類等」 一式を含む）	令和8年5月15日（金） 17時まで（必着）	郵送又は持参してください。 提出場所：静岡市総合政策局DX推進課 （静岡市役所 静岡庁舎 新館11階）
参加の可否に関する回答 期限	令和8年5月19日（火）	プレゼンテーションの実施時間・集合場所等の詳細について電子メールにて通知する。
プレゼンテーション選考	令和8年5月26日（火） または 令和8年5月28日（木）	
最終審査結果の通知期限	令和8年5月29日（金）	プレゼンテーション選考の参加者全てに電子メールにて通知する。
契約候補者とならない者が説明を求めたときの説明要求期限	令和8年6月4日（木） 17時まで	
説明要求に対する回答	令和8年6月9日（火） 17時まで	

## 5 提出書類等

- (1) プロポーザル参加申請書【様式1】(1部)
- (2) 会社概要書【様式2】(1部)
- (3) 暴力団排除に関する誓約書兼同意書【様式3】(1部)
- (4) 商業登記簿謄本(1部) ※コピー可
- (5) 貸借対照表、損益計算書(直近1年度分)(1部) ※コピー可
- (6) 納税証明書(申請日前3ヶ月以内に証明されたもの)
  - ① 消費税納税証明書(1部) その3又はその3の3
  - ② 市民税納税証明書(1年度分: 1部ずつ)
- (7) 企画提案書  
紙媒体9部(正本1部、副本8部) 及び電子媒体(CD-ROM) 1部
- (8) 見積書(1部)

## 6 企画提案書について

企画提案書は、資料1「仕様書」を確認のうえ、資料2「企画提案書等作成要領」に則り作成すること。

## 7 書類確認

提出された書類に不備がないかを事務局で確認する。

## 8 プレゼンテーション選考

### (1) 実施方法等

- ① プレゼンテーションにおける時間配分の目安は次のとおり。
  - ア 準備: 10分
  - イ 説明: 20分
  - ウ 質疑応答: 20分
- ② プレゼンテーションは、原則として、本業務を受託する際に担当者として従事する方が行うこと。
- ③ プレゼンテーションの出席者は、5名以内とする。
- ④ プレゼンテーション時には、業者名が審査員に分からないようにすること(開始時の名乗り等は省略すること。また、見た目等で判断できないよう業者名の入った物を会場に持ち込まないこと。)
- ⑤ プレゼンテーションに用いる資料は、業者名の入っていない企画提案書とする。必要に応じ、提出された当該資料(電子媒体)を事務局がモニターに投影し、投影された資料を用いて説明することも可能とする。
- ⑥ 提出された企画提案書等の書類及びプレゼンテーションの内容については非公開

とする。

(2) 評価者

本市が設置する本業務のプロポーザル審査会における審査員が評価者となる。

(3) 企画提案の評価

企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、企画提案審査基準（資料1「仕様書」の「8 審査項目／評価の観点」）に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点者を本業務の候補者とする。企画提案審査基準の評価項目を参考にして、プレゼンテーションを行うこと。

なお、見積金額は得点には反映させず、契約上限額を超えないことを確認するために使用する。

(4) 要求水準を満たさない場合

以下のいずれか1つでも該当する場合は、候補者の特定をしない。

- ① 審査員の1名でも評価点の合計が4割を下回った場合。
- ② 審査員全員の評価点の合計が5割を下回った場合。

(5) 複数者が同点の場合

最高得点者が複数である場合には、配点の最も高い大項目にて点数比較を行い、より点数の高い者を本業務の選定業者とする（配点の最も高い大項目の点数が同点である場合には、配点の大きな大項目の順に同様の点数比較を行う）。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出すべき書類に不足や虚偽の記載があった場合。
- (2) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合。
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合。
- (4) その他この書面に示した条件に適合しない場合。

10 契約手続き等

選定結果の通知後、仕様書等に提案内容を反映させた上で、候補者と契約内容について調整し、見積執行を行い、随意契約の締結手続きを行う。

11 その他

- (1) 提出していただいた書類等は、返却しない。
- (2) 提出書類作成、プレゼンテーションに係る費用は、貴社の負担とする。
- (3) 提出期限以降に関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。

- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約候補者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

12 事務局（問合せ先）

〒420 - 8602

静岡県静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館 11階）

静岡市総合政策局DX推進課デジタル市役所推進係 担当者：石崎

電話：054-221-1341

メール：[ict@city.shizuoka.lg.jp](mailto:ict@city.shizuoka.lg.jp)